

くらしの情報ガイド ア ラ カ ル ト

お知らせ

アスベスト健康診査
毎年1回、定期的に受診されることをお勧めします。市民健診や健康チェックと併せて実施、または毎週水曜日午後の肺がん検診でも受診可(要予約)
⑧&⑩保健センター(☎31-1586)

海浜公園プールからのお知らせ
⑧&⑨水泳教室(女性60歳)キッズヒップホップ・アクアリズムなど ⑧大人(8回コース)9,400円/7回コース8,400円)小人(8回コース)8,400円/7回コース7,500円) ⑧&⑩海浜公園プール(☎22-8861)

一般事業主行動計画の届け出
次世代育成支援対策推進法では、300人以下の事業主は、労働者が仕事と子育てを両立できるよう、次世代育成支援を行うための計画期間 目標 目標を達成するための対策とその実施時期を定めた「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を県労働局へ届け出るよう努めることとなっています。(様式は厚生労働省のホームページからダウンロードできます)
企業が目標・要件を達成した場合は、労働局長が「次世代認定マーク認定を受け、企業イメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。
⑩兵庫労働局雇用均等室(☎078-367-0820)

特優賃・大原町住宅入居者募集
⑩入居者募集(先着順) ライブウエスト東山・タウンハウス芦屋川 ラ・モール芦屋 ⑨所得が基準に該当し、自家所有でない世帯で連帯保証人のあるかた ⑩右記へ ⑩住宅課(☎38-2026/Eメール jyutaku@city.ashiya.hyogo.jp)

琴城分校(夜間中学校)生徒募集
⑨小・中学校を卒業していない人 ⑩授業時間 17時30分～20時40分 ⑧&⑩5月31日(木)までに、琴城分校(☎06-6482-5438 13時以降)へ

国民生活金融公庫による金融相談
⑩4月2日(月)13時～16時 ⑩市民相談室(市役所南館地下1階) ⑩金融相談等 ⑨市内事業主 ⑩経済課(☎38-2033)

ねこの引き取りと相談窓口の変更
⑩3月28日(水)9時30分～10時 ⑩市役所南館玄関横 ⑩生後91日以上・1匹1,700円/生後90日以下・10匹まで1,700円/飼い主のいない捨得ねこ・無料
市役所でのねこの引き取りは、4月1日以降は中止になります。今後は直接兵庫県動物愛護センター(☎06-6432-4599)で事情等を聞き、引き取りを行います。
⑩生活環境部総務課(☎38-2050)

納期 4月2日まで
法人市民税・事業所税(1月31日決算の法人等)ノ 課税課管理担当(☎38-2015)

毎月20日は「阪神地域ノーマイカーデー」
環境にやさしいドライブマナーを

平成20年歌会始のお題は「火」

詠進歌の詠進要領 お題「火」を詠み込んだ自作の短歌で、一人一首とし、未発表のものに限ります。書式は半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号・住所・電話番号・氏名(ふりがな)・生年月日・職業を縦書きで書いてください。用紙は半紙で毛筆で自書のこと。ただし海外からの場合は用紙は毛筆でなくてもよい。病氣、障がいで毛筆で書できない場合は、代筆(代筆者の住所・氏名を別添)またはパソコン等で印字(理由を別添)したによることができます。視覚障がいのかたは、点字でも応募できます。
詠進の期間 9月30日<消印有効>までに、封筒の表に「詠進歌」と明記し、氏名・住所(郵便番号)を記入した返信用封筒に80円切手を貼付し、郵送で宮内庁式部職(〒100-8111 住所不要)へ。
その他 より詳細についてお知りになりたいかたは、宮内庁ホームページ(http://www.kunaicho.go.jp/d12/d12-08.html)へ。

経済課からのお知らせ

問い合わせ 経済課 ☎38-2033

カラスの行動にご注意!

カラスは、3～5月頃繁殖活動に入り、つがいで行動し、公園の高木や街路樹、電柱等に巣を作ります。カラスが「カッカッ」と激しく鳴くのは、威嚇行動しているときですので、その場から遠ざかるようにしてください。その場に居続けると、攻撃してくる可能性があります。時には、直接頭を狙って攻撃してくることもあります。どうしても通らなくてはならない場合は、帽子をかぶったり、傘をさすなどしましょう。また、ハトなどに餌を与えるとカラスもその餌を食べ、人が餌をくれるものだと思い、恐れなくなり、カラスの個体を増やす原因にもなります。



野生鳥獣等に餌を与えないで

野生鳥獣は、本来は自分で餌を探して食べている生き物です。しかし、まち近郊に棲むイノシシは、ごみや野良猫等の餌を狙ってまちの中にまで出没し、人を追いかけたり、庭や花壇等を掘り返して球根などを食べたり、門扉やフェンスを壊したりします。市民の皆さんも、ごみを出すときには正しく出すようにするなど注意し、野生鳥獣には絶対に餌を与えないようにご協力をお願いします。

アライグマ対策について

アライグマは北米産で、もともと日本に生息していなかった動物です。1970年代頃から愛玩動物として輸入されましたが、飼いきれなくなった飼い主に途中で捨てられたり、逃げて出して野生化し繁殖しました。このようにして野生化したアライグマは、深刻な農業被害や生態破壊、また家屋への侵入などの被害をもたらす動物として外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、被害が拡大を防止するため、捕獲した個体は殺処分します。本市でも、今年度だけですでに6匹捕獲しています。



地区内でアライグマを発見した場合には...
アライグマは夜行性で、一見タヌキに似ていますが、非常に気性の荒い動物です。見かけても、決して近づいたりしないでください。
また、「餌を与えない」「屋外にベットの餌や残飯を放置しない」「ごみの集積場ではごみを出す時間を厳守する」等にご協力ください。
アライグマが家屋等へ侵入していることに気付いたら、地区の自治会長等を通じて経済課へご一報ください。猟友会の協力を得て、猟友会駆除班が駆除に当たります。

アライグマの駆除について
アライグマは猟友会の協力により有害鳥獣として捕獲しますが、アライグマの侵入に気付いた時には、くん煙剤等で追い払い、建物等から出たことを確認して、その侵入口を閉鎖し、再度侵入を防ぐ対策を講じた上で、駆除の手続きをするようにしてください。駆除を行うまでは、法的な手続きのために一定の期間を要します。有害鳥獣であっても、許可なく捕獲処分することは罰せられますのでご注意ください。

<野鳥との接し方>
1. 生きている野鳥に接触する場合は、必要に応じて手袋等を使用するなど素手では触らないようにし、作業後には水道水で手洗いをするようにしましょう。
2. 死んだ野鳥を見つけても、いろいろな病気を持っている恐れがありますので、手袋等を用いるなど注意し、決して素手では触らないようにしてください。
また、1カ所で5羽以上死亡している場合には、経済課へご連絡ください。

シリーズあしや子ども風土記

ご希望のかたは、美術博物館・市役所売店で販売していますので、ご購入ください。
第1集「伝記・物語」、第2集「歴史さんぼ」、第3集「植物のかんざつ」、第4集「小さな生きものたち」、第5集「文学さんぼ」と第9集「写真で見る芦屋今むかし2」は各冊400円。第6集「芦屋の地名をさぐる」、第8集「描かれた芦屋の風景」は各500円。
第7集「写真で見る芦屋今むかし1」は発売しました。

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432

民生委員・児童委員が一部替わりました

問い合わせ 保健福祉部総務課 ☎38-2113

各地域で、市民の皆さんの身近な相談役、また福祉行政とのパイプ役として活動されている民生委員・児童委員に一部変更がありました。心配ごとの相談など、お気軽にご相談ください。

氏名	電話	担当区域
1 那須 恵子	32-5039	奥山 全域
2 村尾 多雅子	38-0155	奥池町 全域
3 尾形 絹枝	38-0353	奥池南町 全域
4 武田 美智子	31-2205	六箇荘町 全域
5 橋本 明美	32-1233	朝日ヶ丘町 2～6
6 三木 達雄	23-3478	朝日ヶ丘町 7～12、17
7 山下 喜美子	32-6099	朝日ヶ丘町 13～16
8 福井 千鶴	32-1305	朝日ヶ丘町 1. 18～27
9 太田 佳保留	23-2978	朝日ヶ丘町 28～40
10 山本 美紀	23-0654	山手町 全域
11 内橋 百子	38-5051	山芦屋町 1～15
12 津田 由貴	32-2610	山芦屋町 16～30
13 渡知 和子	32-5057	岩園町 1～11、23
14 清水 章子	31-4545	岩園町 12～22、24～25、28、30
15 若宮 多香子	32-0978	岩園町 26～27、29、31～49
16 日塔 輝子	23-1585	東山町 15～30
17 浅田 民枝	32-2667	東山町 1～14
18 山村 恵子	21-2636	東芦屋町 1～16
19 藤井 優香子	23-2597	東芦屋町 17～25
20 加納 多恵子	31-0678	西山町 1～8、16～20
21 堺谷 恭子	34-1876	西山町 9～15、21～23
22 五味 正義	38-7895	三条町 1～15
23 信田 式子	38-3865	三条町 16～39
24 長谷川 喜美子	32-7308	翠ヶ丘町 3～7、13～16
25 濱田 潤子	32-0373	翠ヶ丘町 1. 2. 8～12
26 浦野 京子	32-7092	翠ヶ丘町 19～20
27 岩野 順子	23-1350	翠ヶ丘町 17.18. 21～23
28 稲原 明子	22-5301	親王塚町 全域
29 石橋 光代	31-8854	大原町 1.2.5.8～12.18～23
30 六川 紀子	22-7939	大原町 3.4.6.7.13～17.24～28
31 柴田 敦子	22-3818	船戸町 全域
32 福井 美智里	34-0281	松ノ内町 1～5
33 近藤 直子	23-4527	松ノ内町 6～10
34 岡本 直子	22-9744	月若町 1～4
35 渡辺 綾子	31-4968	月若町 5～8
36 渡辺 宏子	22-3116	西芦屋町 全域
37 大橋 真理子	22-3610	三条南町 全域
38 酒井 裕子	31-7671	楠町 1～10
39 寺 東 てる	31-2776	楠町 13
40 山崎 千賀代	22-9085	楠町 11～16(13を除く)
41 松本 勝治	34-1535	上宮川町 全域
42 森 百代	22-4554	業平町 全域
43 清水 伸子	32-3554	前田町 全域
44 鈴木 一美	32-4071	清水町 全域
45 加藤 洋子	32-0508	春日町 6～10、13～16、21～24
46 岡野 清子	22-6085	春日町 1～5、11、12、17～20
47 大内 孝子	34-3264	打出小槌町 1～9
48 岩本 仁紀子	32-1895	打出小槌町 10～15
49 宮村 義巳	23-0596	塚町 1～5、8～9(北)
50 池田 秀子	23-2117	宮塚町 6. 7. 8～9(南)10～17
51 根来 博子	22-1441	茶屋之町 全域
52 土田 キク	22-2759	大槻町 全域

氏名	電話	担当区域
53 立石 恵美子	22-6069	公光町 全域
54 北田 花子	32-3444	川西町 1～7
55 木村 勝美	22-7756	川西町 8～15
56 小山 香代子	22-7347	津知町 全域
57 河北 晴美	22-3068	打出町 全域
58 天津 勢津代	22-9315	南宮町 1～8
59 大井 清津子	31-1835	南宮町 9～11
60 田中 章夫	22-8326	南宮町 14～16.18
61 田中 穰	31-1098	南宮町 12～13、17
62 水野 美幸	23-2548	若宮町 全域
63 加藤 順子	31-9475	宮川町 全域
64 黒住 住子	22-3633	竹園町 全域
65 今井 裕子	34-0284	精道町 全域
66 山村 孝司	22-7608	浜芦屋町 全域
67 河村 照子	31-1655	平田北町 全域
68 横山 町子	31-6254	大東町 1～7、9～10
69 皆森 航三	22-8192	大東町 8、11～14
70 中村 誠一	31-8341	大東町 15～17
71 武田 廣美	35-3738	大東町 18
72 大封 寿子	38-1777	浜町 1～7
73 東尾 尚子	31-1023	浜町 13、15
74 柳田 由紀子	32-3958	浜町 8～12、14
75 塩川 吉美	34-8755	西蔵町 1～6、8
76 高濱 眞智子	31-0096	西蔵町 7. 9～13
77 進藤 昌子	22-4926	呉川町 1～11、13.14. 17.18
78 飛澤 佳子	38-4691	呉川町 2～4.7.8.11.12.15.16.19
79 高橋 順子	22-3344	伊勢町 7～12
80 磯貝 裕子	31-7477	伊勢町 1～6 松浜町5(芦屋松浜ハイツ)・ 8(ロイヤル芦屋松浜)・ 14(クィーンズフォート芦屋) 松浜町1～16(芦屋松浜ハイツ)・ ロイヤル芦屋松浜・クィーンズ フォート芦屋除く)
81 千葉 孝子	31-6144	平田町 全域
82 瀬 良 恵美子	22-9098	新浜町 2
83 東郷 明子	32-2249	新浜町 4～7
84 大崎 洋二	34-3007	新浜町 1～8
85 上原 明子	31-4985	浜風町 9～31
86 高橋 千代子	31-3547	高浜町 3. 7
87 林 睦子	31-8980	高浜町 2. 5
88 鳥居 和子	32-3713	高浜町 4. 9
89 福井 香代子	34-0792	高浜町 8
90 中野 久美子	34-2769	若葉町 2-1. 4. 5
91 榑谷 かね子	31-9653	若葉町 2-2. 6
92 村岡 由美子	34-0604	若葉町 7
93 酒居 恵美子	23-4851	緑町 1(9～16号棟)
94 榎本 詔治	34-2617	緑町 1(1～8号棟) 2
95 長谷川 幸子	31-7139	緑町 3～11
96 川良 美穂子	22-6400	潮見町 全域
97 丹羽 雅美	32-0400	陽光町 5-1. 2. 6-1. 2
98 瀬尾 多嘉子	23-4328	陽光町 5-3. 4. 6-3. 4
99 下村 安子	23-2430	陽光町 5-5. 6. 6-5. 6
100 山本 眞美代	32-2386	海洋町・南浜町・涼風町 全域
101 片山 良子	34-2982	主任児童委員 山手中学校区
102 淵上 香里	38-1062	主任児童委員 精道中学校区
103 林 智子	32-4582	主任児童委員 潮見中学校区
104 極楽地 英子	23-2855	
105 岩本 美樹子	34-4698	
106 半田 孝代	23-1746	

4月1日から 乳幼児医療の対象年齢が 拡充されます

乳幼児医療の対象年齢が、小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の3月31日)までに拡充されます。所得制限限度額(児童手当における所得制限限度額を準用)は下記のとおりです。制度の対象になるかたは、健康保険証・印鑑認め印でも可)平成18年1月2日以降に転入されたかたは平成18年度(=平成17年分)所得証明書を所持の上、受給者証の交付申請をしてください。
なお、3月31日までの乳幼児医療費受給者証をお持ちのかたで、新1年生になられるかたは3月末に受給者証を送付いたします。

所得制限限度額について

乳幼児医療	0歳児	保護者などの所得制限はなし
	1歳～小学校3学年まで	保護者などの所得制限限度額は、扶養人数が0人の場合532万円未満、扶養人数が1人増えるごとに38万円加算し制限額以内

所得制限限度額とは、保護者・扶養義務者における総所得金額等の合計額から福祉医療上の各種控除を差し引いた金額のことです。

問い合わせ
保険年金課医療助成担当 ☎32-2037

ダイオキシソ類測定結果

環境処理センターの排ガス、焼却灰、バグ灰(集塵機捕集灰)中のダイオキシソ類の測定調査を行いました。数値(平成18年度測定値)は、法で規制された基準(規制値)を全てクリアしています。 TEQ(毒性等価量)

単位：ng-TEQ/達N

区分	測定日	測定結果	規制値
排ガス(1号)	5月17日	0.011	1
排ガス(2号)	9月1日	0.016	

単位は、温度0度で1気圧の排ガス1達中の量に換算し、10億分の何g含有していることを表わしています。

単位：ng-TEQ/g

区分	測定日	測定結果	規制値
焼却灰	9月1日	0.0034	3
バグ灰		0.33	注1

単位は、1gの灰中にダイオキシソが10億分の何g含有しているかを表わしています。

注1) バグ灰は薬剤処理をしているため、規制値は適用されません。

問い合わせ
環境処理センター施設担当 ☎32-5391

「広報あしや」を配置している施設一覧

「広報あしや」は、毎月1日と15日に新聞折り込みで各ご家庭に配布しています。また、次の施設でも入手いただけます。ご利用ください。

- 【阪急以北】
三条サービスセンター、アクティブライフ山芦屋、西山郵便局、芦屋病院、兵庫県警察学校、和風園、あしや聖徳園、朝日ヶ丘集会所、コープミニ東山、東山郵便局、アクティブライフ芦屋
- 【阪急～国道2号】
前田集会所、コープミニ西芦屋、市民センター・社会福祉協議会、JR芦屋駅、ラポルテ市民サービスコーナー、大原集会所、男女共同参画センター、ロングライフ芦屋、上宮川文化センター、翠ヶ丘集会所
- 【国道2号～国道43号】
市役所北館・南館受付、くらは芦屋、体育館・青少年センター、芦屋税務署、芦屋警察署、医師会、歯科医師会、商工会、芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)、茶屋集会所、春日集会所【国道43号以南】
芦屋ハートフル福祉公社、芦屋ケアセンターそよ風、竹園集会所、図書館、あしや温泉、西蔵集会所、エルホーム芦屋、打出集会所、あしや喜楽苑、潮見集会所、ダイエー芦屋浜店、浜風集会所、海浜公園プール、さくらの園、総合公園、コミュニティー・プラザ(市営住宅)トコミュニティー・プラザ(県営住宅)マイライフ芦屋

問い合わせ 広報課 ☎38-2006/FAX38-2152